

裁 決 書

埼玉県本庄市駅南1丁目1番18号
ラディアス本庄ビューテラス1301
審査申立人 福島 浩一郎

上記審査申立人から令和4年3月29日付けで提起された同年1月30日執行の本庄市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、埼玉県選挙管理委員会（以下、当委員会という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和4年1月30日執行の本庄市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関し、同年2月10日付けで本庄市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年3月14日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

審査の申立ての理由については、市委員会の決定書主文の棄却の理由全てが到底納得出来る内容ではない。特に引用判例がSNSのない時代のものであり、現代に於いては現行法で明らかな公職選挙法違反なのであり正しい審査を求める旨、主張している。

市委員会の決定の理由（要約）

1 告示日前の選挙運動

申出人（本件審査の申立人）は、当選人が告示日前に申出人が主張するところの「選挙運動用ビラ」をフェイスブックに投稿し拡散した行為は選挙の事前運動に当たり公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第129条違反と主張するが、当該行為が選挙運動の罰則規定に該当したとしても、昭和61年2月18日最高裁判所判決に従い、法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反すること」には当たらない。なお、当選人の行為が法に違反したか否かの判断は刑事手続に従い裁判所によりなされるものであり、昭和35年9月13日最高裁判所判決に照らしても、

市委員会は当該行為を審理判定する権限を有していない。

2 市職員（収納課）による選挙妨害

証拠品から収納業務の一環である納税相談であると確認したが、申出人が「市の組織による選挙妨害」と主張するような事実は含まれていない。

3 投票用紙の改ざん

申出人は、市職員が信用できないことをもって「投票用紙の改ざんや書き直し」の可能性を主張し、開票やり直しや投票用紙の筆跡鑑定を求めているが、根拠となる証拠提出や具体的な事実の適示がなく、憶測による主張を行っているに過ぎない。

4 申出人は、その他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものとして認められたのでこれを受理し、市委員会からは決定書及び審査申立てに対する弁明書を、申立人からは弁明書に対する反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、市委員会に対しては当委員会への出席を求め質問を行うなど、慎重に審理した。申立人の主張について、順次判断する。

1 告示日前の選挙運動

申立人は、選挙の効力の無効及び当選の効力を無効とする裁決を求めている。

まず、本件選挙を無効とする裁決を求める主張についてであるが、選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

同項にいう選挙の規定に違反することとは、昭和61年2月18日最高裁判所判決において「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」と判示され、現

在に至っている。

申立人が主張する選挙違反とは、当選人が告示日前に申立人が主張するところの選挙運動用ビラを当選人のフェイスブックページに投稿した行為について選挙の事前運動に当たるとの内容であるが、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の類は法第205条第1項にいう選挙の規定に違反することには当たらない。

また、同項にいう選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合については昭和23年6月26日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである。」と判示されている。

なお、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるような事実の有無について、市委員会から提出された証拠物件（申立人から市委員会に提出された証拠物件を含む。）及び市委員会への質問書により調査したが、そのような事実は認められなかった。

次に、当選人の当選を無効とする裁決を求める主張についてであるが、昭和28年2月17日東京高等裁判所判決に照らせば、「当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法（注：公職選挙法）中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」と判示されている。

当選人の選挙犯罪による当選無効は、法第251条の規定により、同条に定める罪を犯し刑に処せられたときに当選が無効となる。この点、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決は、「仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関し当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないというべきである。」と判示している。

以上のとおり、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は、当選者のフェイスブック利用による事前運動について見解を主張しているので若干言及する。法第129条は立候補届出前の一切の選挙運動を禁止しているが、法第142条の3において選挙運動期間中は候補者、政党等がウェブサイト（いわゆるホームページ）やツイッター、フェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、動画共有サービス、動画中継サイト上に、選挙運動のために使用する文書図画の掲載を認め、選挙期日の前日までに掲載した文書は選挙期日当

日も削除せずそのままにしておくことができる旨定めている。申立人は当選人のフェイスブックへの投稿が、選挙運動期間前の選挙運動であると断言するが、その判断権限は、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官にあり、選挙管理委員会にはない。選挙管理委員会は、地方自治法に基づき普通地方公共団体に設置される委員会で、独立した職務権限を有する執行機関であり、同法第186条に定める選挙に関する事務を管理する行政機関である。法第6条及び第7条のとおり、選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないが、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない機関は、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官と明記されている。

また、申立人は当委員会が実施した口頭意見陳述の際、当選人が選挙運動期間前にフェイスブックにおいて事前運動という選挙違反を犯したのであるから、この時点で被選挙権を失っており、その旨を市委員会に知らせたにもかかわらず、市委員会は同人の立候補届を受理し、本庄市長選挙を執行した落度がある旨主張したが、当選人が被選挙権を失った証拠の提出もなく、認めるに足りる事実も確認できないため市委員会に落度は認められない。

2 市職員（収納課）による選挙妨害

申立人は、令和3年12月16日に本庄市収納課長から選挙妨害を受けたと主張するが、申立人が当該選挙妨害を録音したという証拠物件は同年同月17日の録音であり、前日である12月16日の録音は誤って消却してしまったと証言した。証拠として提出された当該録音記録からは、申立人が収納課長に対し、前日滞納税金の納入を盾に市長選立候補を断念するよう選挙妨害したことを自認するようほぼ一方的に迫っている様子が判明したが、選挙妨害があったことを具体的に示す事実は確認できない。また、市委員会から提出された本庄市収納課作成に係る記録システム「記事一覧表」からも、申立人の主張を裏付けるような事実を確認することはできない。

さらに、申立人は市が組織ぐるみで申立人を本件選挙に立候補させないようにしたと主張する点については、当委員会からの質問に対し、申立人は「収納課長が発言したことだから、組織として行われた選挙妨害であると感じた。」との回答であり、「具体的な証拠はない。」とも回答した。

以上のことから、申立人の主張は、採用できない。

3 投票用紙の改ざん

申立人は、期日前投票の投票箱の保管場所が市委員会のロッカーであり、市役所職員は信用できないため、投票用紙の改ざんの可能性があるとして、開票のやり直しや投票用紙の確認を求めている。

市委員会は、当委員会からの質問に対し、「期日前投票所は市役所市民ホールと本庄市児玉総合支所の2か所で行っており、いずれの期日前投票の投票箱についても投票口を塞ぐ内蓋とそれを覆う外蓋が付いており、それぞれの蓋には1か所ずつ、錠が付いており、その日の期日前投票が終了した後、それぞれの蓋に鍵を閉め、投票管理者と市民から公募した投票立会人が鍵を封印している。」旨回答した。

さらに、「市役所市民ホールで行っている期日前投票の投票箱は申立人の主張のとおり市委員会の事務室のロッカーに保管されていたが、投票箱を保管後、ロッカーに鍵をかけ、当該鍵はキャビネットに保管して、キャビネットに鍵をかけ、さらに部屋に鍵をかけ、適正に管理している。」とのことであった。

一方、申立人は、当委員会に対して、「市職員が期日前投票の投票箱を開けて投票用紙を改ざんすることについては、憶測。」と陳述している。そのほか申立人は二重投票の可能性についても主張しているが、それも「憶測」とのことであった。いずれの主張も具体的な証拠はない。

以上のとおり、申立人の主張は憶測と自認しており、理由がない。

4 その他

申立人は、本庄ケーブルテレビが令和4年1月30日午後9時30分に本件選挙の当選人の選挙事務所に取材に訪れていることをもって、市委員会が当選確定前に本件選挙の当選人を告知するという不正行為を行った旨主張するが、当委員会の質問に対して、申立人は「具体的な証拠はなく、主観的な意見である。」旨回答している。

また、引用判例がSNSのない時代のものであり、明らかな公職選挙法違反との主張については、当委員会からの質問に対し、申立人は「SNS時代の判例というものはない。」との回答であり、主観的考えを表明したものと認められた。

その他、申立人は縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年5月25日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	岡田昭文
委員	山下勝矢
委員	山根隆治
委員	福永信之